

第37回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年5月29日（金曜日）
午前10時30分
受付開始 午前9時30分

場所 埼玉県秩父市大宮5911番地 1
ナチュラルファームシティ 農園ホテル
1階 花梨の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

株式会社 グラファイトデザイン

証券コード：7847



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7847/>



株 主 各 位

埼玉県秩父市太田2474番地1
株式会社グラフィトデザイン
代表取締役社長 山 田 拓 郎

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.gd-inc.co.jp/ir/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株式について」「株主総会」「第37回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7847/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年5月28日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月29日（金曜日）午前10時30分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 埼玉県秩父市大宮5911番地1
ナチュラルファームシティ 農園ホテル1階 花梨の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

第37期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
(3) 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 電子提供措置事項については上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所及び工場
- ・ 従業員の状況
- ・ 主要な借入先の状況
- ・ その他会社の現況に関する重要な事項
- ・ 株式に関する事項
- ・ 新株予約権等に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・ 株式会社の支配に関する基本方針
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

※今後の状況に応じて、やむを得ず開催場所や開催時間などが変更となる可能性がございます。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご出席を予定されている株主の皆様は、予め当社ウェブサイトで情報をご確認いただきますようお願いいたします。

<当社ウェブサイトURL>

<https://www.gd-inc.co.jp/ir/>

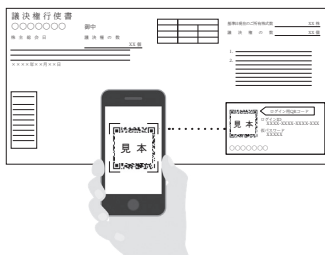


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



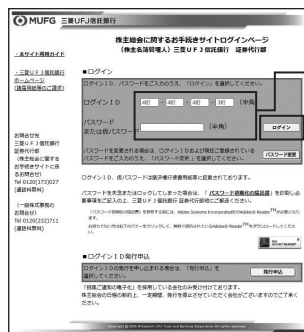
再行使する場合もQRコードをご利用いただけます

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第37期の期末配当をいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金 銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

配当総額 97,281,375円

なお、中間配当金として1株につき金15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金30円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月30日

なお、2026年5月30日は金融機関が休日となるため、支払開始日は2026年6月1日となります。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

やま だ たく ろう  
山 田 拓 郎 (1975年4月14日生)

再任

### 〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

|          |                                            |         |                            |
|----------|--------------------------------------------|---------|----------------------------|
| 2000年4月  | 東レインターナショナル株式会社入社                          | 2010年5月 | 当社取締役国際事業部長                |
| 2002年1月  | 当社入社経営企画室配属                                | 2012年3月 | 当社常務取締役<br>国際事業部長          |
| 2002年11月 | 当社営業部配属                                    | 2016年5月 | 当社代表取締役社長<br>国際事業部管掌       |
| 2006年4月  | 当社営業本部第1営業部<br>1課海外担当課長代理                  | 2018年4月 | 当社代表取締役社長<br>(現在に至る)       |
| 2007年12月 | GRAPHITE DESIGN<br>INTERNATIONAL, INC. に出向 | 2024年5月 | 当社代表取締役社長<br>営業本部管掌(現在に至る) |
| 2008年4月  | 当社営業本部第1営業部<br>1課海外担当課長                    |         |                            |
| 2010年4月  | 当社国際事業部長                                   |         |                            |

所有する当社の株式数

944,500株

### 取締役候補者とした理由

山田拓郎氏は、当社の代表取締役社長としての経験、実績、見識を有しており、現在に至るまでリーダーシップを発揮し、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であり、引き続き当社の企業価値向上の実現に向け適切な人材と考え、取締役候補者としたしました。



候補者番号

2

木本 裕二 (1963年7月3日生)

再任

### 〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

|         |                       |         |                                  |
|---------|-----------------------|---------|----------------------------------|
| 1989年8月 | 当社入社営業部課長             | 2016年5月 | 当社代表取締役副社長<br>営業本部長              |
| 1999年4月 | 当社営業部次長               |         |                                  |
| 2002年4月 | 当社営業部長                | 2018年4月 | 当社代表取締役副社長<br>企画部部長              |
| 2006年4月 | 当社営業本部<br>第1営業部長      | 2021年4月 | 当社代表取締役副社長<br>企画部本部長             |
| 2007年5月 | 当社取締役<br>営業本部長兼第1営業部長 | 2022年4月 | 当社代表取締役副社長<br>企画本部本部長<br>(現在に至る) |
| 2008年5月 | 当社取締役営業本部長            |         |                                  |
| 2012年3月 | 当社代表取締役専務<br>営業本部長    |         |                                  |

所有する当社の株式数  
207,700株

#### 取締役候補者とした理由

木本裕二氏は、長年にわたる当社の企画部門及び営業部門での豊富な経験と実績に加え、2012年3月より代表取締役として経営を担い、当社の事業全般の業績向上に十分な役割を果たしております。また、高い見識と能力を有しており、引き続き企業価値向上の実現のために適切な人材と考え、取締役候補者としていたしました。



候補者番号

3

松田 喜良 (1962年9月6日生)

再任

### 〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

|          |                        |         |                          |
|----------|------------------------|---------|--------------------------|
| 1991年8月  | 当社入社開発部課長              | 2010年5月 | 当社代表取締役専務<br>開発部長兼品質管理室長 |
| 1997年10月 | 当社開発部次長                |         |                          |
| 2002年4月  | 当社開発部部長                | 2012年3月 | 当社代表取締役社長<br>開発部管掌       |
| 2005年5月  | 当社取締役<br>開発部長兼製造部長     | 2016年5月 | 当社取締役専務<br>開発部長          |
| 2008年5月  | 当社代表取締役専務<br>開発部長兼製造部長 | 2018年4月 | 当社取締役専務<br>開発部部長         |
| 2009年8月  | 当社代表取締役専務<br>開発部長      | 2022年5月 | 当社専務取締役<br>開発部部長(現在に至る)  |

所有する当社の株式数  
89,100株

#### 取締役候補者とした理由

松田喜良氏は、当社開発部門における豊富な経験と実績に加え、製品開発及び当社の事業全般の業績向上に十分な役割を果たしております。また、当社の専務取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き企業価値向上の実現のために適切な人材と考え、取締役候補者としていたしました。



候補者番号

4

まつもと けいぞう  
松本 敬三

(1961年3月12日生)

再任

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）]

|         |                        |         |                                             |
|---------|------------------------|---------|---------------------------------------------|
| 1988年1月 | 株式会社本田技術研究所<br>入社      | 2016年5月 | 当社取締役<br>製造統括本部長・生産技術<br>部長兼品質管理室長          |
| 2006年6月 | 株式会社本田技術研究所<br>主任研究員   | 2018年4月 | 当社取締役製造部部長<br>兼品質管理室室長                      |
| 2012年3月 | 当社入社生産技術部長<br>兼品質管理室長  | 2023年4月 | 当社取締役<br>製造部担当・品質管理室兼<br>基礎研究室室長<br>(現在に至る) |
| 2014年5月 | 当社取締役生産技術部長<br>兼品質管理室長 |         |                                             |

所有する当社の株式数  
10,700株

取締役候補者とした理由

松本敬三氏は、当社製造部門及び品質管理・生産技術部門・基礎研究等における豊富な経験と実績に加え、当社知財戦略等及び業績向上に十分な役割を果たしております。また、当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き企業価値向上の実現のために適切な人材と考え、取締役候補者いたしました。



候補者番号

5

和田 壮司

(1979年3月27日生)

再任

〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

|          |                           |          |                               |
|----------|---------------------------|----------|-------------------------------|
| 2002年10月 | 中央青山監査法人入所                | 2012年10月 | ProAttend株式会社<br>代表取締役(現在に至る) |
| 2006年7月  | 公認会計士登録                   |          |                               |
| 2006年10月 | PwCアドバイザリー株式会社<br>入社      | 2014年10月 | 税理士法人audience<br>代表社員         |
| 2007年4月  | ノスプロダクター株式会社<br>監査役       | 2015年5月  | 当社社外取締役<br>(現在に至る)            |
| 2009年4月  | 株式会社KPMG FAS入社            | 2025年4月  | U Share株式会社<br>社外監査役(現在に至る)   |
| 2012年10月 | 株式会社日本財産コンサル<br>タンツ 代表取締役 |          |                               |

所有する当社の株式数  
3,300株

〔重要な兼職の状況〕

ProAttend株式会社 代表取締役

U Share株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

和田壮司氏は、他のコンサルティング会社の経営者としての経験や知見、並びに、公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行を監督等する上で十分な役割を果たしていくことが期待されることから、社外取締役としてその職務を適正に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役の候補者といたしました。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



候補者番号

6

徳山秀明 (1969年5月10日生)

再任

〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

|          |                             |         |                                        |
|----------|-----------------------------|---------|----------------------------------------|
| 1996年10月 | 中央監査法人入所                    | 2017年8月 | 徳山秀明公認会計士事務所<br>(現在に至る)                |
| 1999年5月  | 公認会計士登録                     |         |                                        |
| 2006年4月  | プライスウォーターハウス<br>クーパーズベルギー入社 | 2018年9月 | 株式会社アーバネットコー<br>ポレーション社外監査役<br>(現在に至る) |
| 2009年3月  | 監査法人五大入所                    |         |                                        |
| 2013年8月  | 監査法人五大代表社員                  | 2021年5月 | 当社社外取締役<br>(現在に至る)                     |

所有する当社の株式数

1,200株 [重要な兼職の状況]

株式会社アーバネットコーポレーション 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

徳山秀明氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知識と豊富な監査経験を有しております。また、海外におけるアドバイザリーコンサルタント業務の経験を有していることから、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただくとともに、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行を監督等する上でも十分な役割を果たしていくことが期待されることから、社外取締役としてその職務を適正に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役の候補者いたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。取締役候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

① 被保険者の範囲

取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

取締役及び監査役が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補する。

3. 和田壮司氏及び徳山秀明氏は、社外取締役候補者であります。

4. 和田壮司氏及び徳山秀明氏は、現在、当社の社外取締役であります。両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって和田壮司氏が11年、徳山秀明氏が5年となります。

5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

和田壮司氏及び徳山秀明氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

6. 和田壮司氏及び徳山秀明氏の選任が承認された場合、両氏は引き続き株式会社東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
7. 取締役会が取締役候補者の指名を行うに当たっての基準と手続
- ① 取締役候補者の指名に係る選定基準
- 当社の取締役候補者は、下記の基準を充足するものであって、取締役会のメンバーを指名する。
- ア. 優れた人格・見識を有し、経営感覚等に優れ、諸問題に精通していること。
- イ. 全社的な見地で、客観的に分析・判断する能力がある者。
- ウ. 全社的な見地で、自らの意見を申し述べるができること。
- エ. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
- ② 選任手続
- ア. 取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補者は、代表取締役が上記の基準に基づき社外取締役及び監査役会の意見を聴取のうえ提案する。
- イ. 代表取締役により提案された取締役候補者は、取締役会にて審議のうえ、取締役候補者として決定される。
- ③ 構成について
- ア. 取締役会は、専門知識や経験等が異なる取締役で構成し、最も効果的・効率的に発揮できる員数で構成する。
- イ. 取締役会は、各取締役の有する見識や経験をもって、取締役会全体の機能を補完し、受託責任が果たせるよう構成する。
8. 社外役員候補者の資格及び選定基準
- ① 社外取締役選定基準
- 以下の各号に定める条件を満たす者
- ア. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点等を取り入れる観点から、広範な知識・経験における実績を有する者。なお、性別、国籍は問わない。
- イ. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者。
- ウ. 他の上場会社の役員の兼任は、当社を除いて2社までとする。
- エ. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者。
- ② 独立性の基準
- 社外取締役または社外監査役の独立性基準を以下に定め、いずれの事項にも該当しない者については、独立性が認められる者として判断します。
- 但し、この独立性判断基準を形式的に充足している場合においても、具体的な状況に鑑み、実質的に独立性がないと判断することは防げられないものとします。
- ア. 当社の業務執行者または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者）にあつては、それらの役職への就任の前10年間）において当社の業務執行者であった者
- イ. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ウ. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- エ. 当社から役員報酬以外に、その者の直近事業年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から5,000万円以上を得ている団体に所属する者）

- オ. 当社が借入れを行っている主要な金融機関の業務執行者
- カ. 当社の主要株主または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- キ. 当社が主要株主である会社の業務執行者
- ク. 過去3年間において上記イ. からキ. に該当していた者

#### 9. 解任

取締役（いずれも社外役員を含む）がその任期中、各選定基準の条件のうちいずれかを満たさなくなったときは、法令に基づき所定の手続きをとり解任する。

#### 参考資料

株主総会後の取締役のスキルマトリクス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役のスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

| 氏名    | 企業経営<br>(当社以外の<br>経営も含む) | マーケティング<br>業界の知見 | 財務・法律の<br>専門性を有す<br>る | 製造・研究<br>開発 | ガバナンス |
|-------|--------------------------|------------------|-----------------------|-------------|-------|
| 山田 拓郎 | ●                        | ●                |                       | ●           | ●     |
| 木本 裕二 | ●                        | ●                |                       | ●           | ●     |
| 松田 喜良 | ●                        | ●                |                       | ●           | ●     |
| 松本 敬三 | ●                        | ●                |                       | ●           | ●     |
| 和田 壮司 | ●                        |                  | ●                     |             | ●     |
| 徳山 秀明 |                          |                  | ●                     |             | ●     |

（注）各氏の有する全てのスキルを表すものではありません。

### 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役窪田 悟氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告22頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                                   |
|------|--------------------------------------|
| 窪田 悟 | 2008年5月 当社取締役<br>2018年5月 当社常務取締役(現任) |

以上

# 事業報告

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、賃上げを背景に個人消費が持ち直し、株価の上昇や企業収益の改善により市場への期待も高まり、緩やかに回復基調となりました。しかし、金利上昇や急激な為替相場の変動を始め、原材料価格等の高騰による物価の上昇、米国の通商政策の波及的影響など、依然として不安定な国際情勢は続くものと予想され、景気動向については決して楽観できる状況ではないものと思われま

す。ゴルフ業界におきましては、趣味嗜好品の購入は消費動向の多様化により分散化の傾向が続き、ゴルフクラブ等の販売数量については前年度実績と比較し、ほぼ横ばいとなっております。また、各クラブメーカーは在庫管理を一層強化することが見込まれることから、依然として厳しい状況で推移していくものと思われま

す。こうした外部環境の中、当社は、想定していた自社ブランドシャフトのカスタム受注が減少したことによる原価率の上昇から売上総利益率の低下に繋がり、また、物価高による諸経費の上昇も重なったことから、売上高及び各段階利益ともに減収減益となりました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高2,711,902千円（前期比11.8%減）、営業利益156,533千円（前期比70.7%減）、経常利益215,786千円（前期比61.4%減）、当期純利益144,367千円（前期比61.7%減）となりました。

主要セグメントについては下記のとおりであります。

当社は、スポーツ用品関係の専門メーカーとして、ゴルフシャフト等製造販売及びゴルフクラブ組立加工事業を行っております。

したがって、経営の多角化を示すような事業の種類がないため、記載しておりません。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社設備投資等の総額は、1,207,332千円（車両運搬具は除く）であります。その主な内訳は、工場建物及び設備の新設に係る956,597千円、ゴルフシャフト等製造販売事業に係る189,204千円及び研究用設備に係る55,828千円であります。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度中に、所要資金として、金融機関より長期借入金として600,000千円の調達を行いました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき該当事項はありません。

## (8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分        | 第34期<br>2023年2月期 | 第35期<br>2024年2月期 | 第36期<br>2025年2月期 | 第37期<br>(当事業年度)<br>2026年2月期 |
|------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高        | 3,551,282千円      | 2,652,847千円      | 3,074,054千円      | 2,711,902千円                 |
| 経常利益       | 895,055千円        | 236,819千円        | 558,722千円        | 215,786千円                   |
| 当期純利益      | 614,783千円        | 175,179千円        | 376,830千円        | 144,367千円                   |
| 1株当たり当期純利益 | 95円07銭           | 27円03銭           | 58円10銭           | 22円26銭                      |
| 総資産        | 6,442,269千円      | 6,045,497千円      | 6,783,195千円      | 7,019,162千円                 |
| 純資産        | 5,085,687千円      | 4,891,066千円      | 5,042,698千円      | 5,022,615千円                 |
| 1株当たり純資産   | 786円47銭          | 754円16銭          | 777円54銭          | 774円45銭                     |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

当事業年度末日現在、当社には子会社はありません。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### ④ その他

該当事項はありません。

## (10) 対処すべき課題

### ① 経営に関する事項

当事業年度におけるわが国経済は、所得環境の改善が進み、個人消費も持ち直しの動きがみられ、さらに堅調なインバウンド需要にも支えられたことにより、景気は緩やかに回復基調となってきました。しかしながら、金利上昇や急激な為替相場の変動により、また依然として原材料価格等は上昇が続いております。

世界情勢においては、米国の通商政策の影響や中東情勢の緊迫化など、先行きは引き続き不透明な状況となっております。

こうした外的環境の中、ゴルフ業界におきましては、レジャーの多様化等の影響はあるもののゴルフ場利用者数は高水準を保っているなど全体的に回復傾向にあります。

このことから当社は以下の課題に対し優先的かつ重点的に取り組むとともに、強固な経営基盤を確保するため、資金調達については継続して取引金融機関と協議を行ってまいります。

#### ア. ゴルフシャフト製造販売事業の基盤強化と拡充

当社は、主力製品であるゴルフシャフト製造販売において、日本市場及び海外市場向けの各メーカー製品のコンセプトに合った製品提供を図ることを基本としております。

- a. 長年培ってきた品質、技術のさらなる向上を追求し、生産体制の見直し、効率化に積極的に取り組み、日本市場だけでなく世界市場での収益力を強化してまいります。
- b. P G A ツアー選手への使用を促進するために、米国代理店のツアーレップと連携し、ツアーサポートを強化することでブランドの露出度向上を目指します。また、P G A ツアー選手による試打評価からニーズを探り、さらに、シャフトデータ等を活かしながら商品開発を推進してまいります。
- c. 自社ブランド品の高品質を再訴求することで、アフターマーケットへの拡販及びユーザーに向けた試打フィッティングを強化し、販売拡大を推進してまいります。

- d. アイアン市場においてユーザーニーズの多様化に対応すべく投入した「RAUNE」ブランドの定着、拡大を図り、アイアン市場でのシェアアップを目指してまいります。
- e. 原材料調達価格の適正化、発注時期や納期の適正化、生産体制見直しなど原価低減を目標に原価率を設定し、毎月の経営会議にて分析を実施してまいります。

#### イ. 多角化事業基盤の強化等

当社は、ゴルフシャフト製造販売が主力であり、売上高及び利益ともに大部分を占めております。そのため、シャフト事業を補完する第2の事業基盤確立が課題だと認識しております。

シャフト事業で培った炭素繊維積層技術を応用したCFRP製品の開発と製造を繰り返しながら、着実に事業を強化しております。

- a. 特許を取得した「塑性加工パイプ」についてその可能性を探るため、応用研究開発を産学共同研究も含め推進しております。
- b. スポーツタイプ市販車のオプションパーツを、自動車部品メーカーと共同開発し製品化しており、販売拡充を模索しております。
- c. ゴルフ以外のスポーツ分野では、トップクラスのカーリングチームに対して「カーリングブラシ用ハンドル」のサポート及び販売促進を継続しております。その他にもスポーツ吹き矢、ビリヤードのキュー等幅広い分野に参入しており、事業拡大を模索しております。

#### ② 株主還元方針について

当社は将来の事業展開と企業体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対し安定的かつ継続的な利益還元をすることを、利益配分の基本方針としております。

資本コストを重視した経営を行い、業績の向上に鋭意努めておりますが、「1. 会社の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」にも記載しておりますとおり、当社を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

そのため、当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり15円の期末配当とさせていただきたいと存じます。

また、内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、更には、グローバル戦略の展開を図るために有効投資し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただきたいと考えております。

したがって、2027年2月期以降の配当につきましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元をすることを重視する利益配分の基本方針に基づき、以下のとおり実施したいと考えております。

- ア. 普通配当30円(中間配当15円、期末配当15円)をベース配当とする。
- イ. 特別配当を業績に応じて普通配当に加算する。
- ウ. 特別配当の決定は第3四半期決算後とする。
- エ. 配当性向40%を目安とする。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年2月28日現在）

| 地 位                          | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                           |
|------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 社 長<br>( 代 表 取 締 役 )   | 山 田 拓 郎 | 営 業 本 部 管 掌                                                                       |
| 取 締 役 副 社 長<br>( 代 表 取 締 役 ) | 木 本 裕 二 | 企 画 本 部 本 部 長                                                                     |
| 専 務 取 締 役                    | 松 田 喜 良 | 開 発 部 部 長                                                                         |
| 常 務 取 締 役                    | 窪 田 悟   | 管 理 部 担 当                                                                         |
| 取 締 役                        | 松 本 敬 三 | 製 造 部 担 当 ・ 品 質 管 理 室 兼 基 礎 研 究 室 室 長                                             |
| 取 締 役                        | 和 田 壮 司 | 公 認 会 計 士<br>P r o A t t e n d 株 式 会 社 代 表 取 締 役<br>U S h a r e 株 式 会 社 社 外 監 査 役 |
| 取 締 役                        | 徳 山 秀 明 | 公 認 会 計 士<br>株 式 会 社 ア ー バ ネ ッ ト コ ー ポ レ ー シ ョ ン 社 外 監 査 役                        |
| 常 勤 監 査 役                    | 高 須 淳   |                                                                                   |
| 監 査 役                        | 町 田 政 行 | 税 理 士                                                                             |
| 監 査 役                        | 大 橋 一 生 | 公 認 会 計 士<br>株 式 会 社 サ ン リ オ 社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )                              |

- (注) 1. 取締役和田壮司氏及び取締役徳山秀明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役町田政行氏及び監査役大橋一生氏は、社外監査役であります。
3. 監査役町田政行氏は税理士として、監査役大橋一生氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

### (3) 独立役員

当社は、取締役和田壮司氏、取締役徳山秀明氏、監査役町田政行氏及び監査役大橋一生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社の定款においては、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、当社は取締役和田壮司氏、取締役徳山秀明氏、監査役高須淳氏、監査役町田政行氏及び監査役大橋一生氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

#### (5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険」という）を保険会社との間で締結しております。

##### ① 被保険者の範囲

取締役及び監査役

##### ② 保険契約の内容の概要

取締役及び監査役が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

#### (6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 対象となる役員の数   | 報酬の総額                   | 基本報酬額                  | 賞与額             | 株式報酬額              | 退職慰勞引当金繰入額          |
|------------------|-------------|-------------------------|------------------------|-----------------|--------------------|---------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名)  | 178,105千円<br>(6,027千円)  | 132,360千円<br>(5,400千円) | 20,460千円<br>(-) | 4,544千円<br>(267千円) | 20,741千円<br>(360千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 14,774千円<br>(4,107千円)   | 13,200千円<br>(3,600千円)  | -<br>(-)        | 534千円<br>(267千円)   | 1,040千円<br>(240千円)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 10名<br>(4名) | 192,880千円<br>(10,134千円) | 145,560千円<br>(9,000千円) | 20,460千円<br>(-) | 5,079千円<br>(534千円) | 21,781千円<br>(600千円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の譲渡制限付株式報酬に係る報酬等の総額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2001年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（社外取締役はおりません）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2001年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 当社は、2019年5月29日開催の第30回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は取締役にに対し年額50,000千円以内（うち社外取締役分年額3,000千円以内）、監査役に対し3,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は3名です。

## 6. 取締役及び監査役の報酬等決定に関する概要

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 取締役の報酬は、基本報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬及び役員退職慰労金で構成されております。

#### ア. 基本報酬

役員報酬規程に基づき役位別に標準報酬を定め、役位の職務評価をすることによって妥当な水準で設定し、取締役会において各人別の報酬額を決定することとしております。また、経営責任の明確化のため、業績の大幅な下降、また、不祥事が発生した際には減額を行います。

#### イ. 役員賞与

業績目標である営業利益等の指標を基に、業績及び経営への寄与等を勘案しながら、代表取締役2名が支給対象額を提示し、出席取締役・監査役のもと取締役会議案に上程し取締役会の決議により決定しております。

#### ウ. 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式（以下、「本株式」という。）を交付します。各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議により決定いたします。

##### a. 譲渡制限期間

対象取締役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）と定めます。

##### b. 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本株式を当然に無償で取得します。

##### c. 譲渡制限の解除

上記a.の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が当社取締役会で別途定める期間、継続して当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記b.に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記b.に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後をもって、対象取締役が保有する本株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものとします。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得します。

##### d. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は本株式を無償で取得します。

##### e. その他の事項

その他の事項は、当社の取締役会において定めます。

## エ. 役員退職慰労金

役員退職慰労金規程に基づき支給額の算定を行っており、株主総会における慰労金贈呈議案の承認を得て、取締役会の決議により、具体的金額、贈呈の時期、方法等を決定しております。

### ③ 監査役の報酬は、基本報酬、譲渡制限付株式報酬及び役員退職慰労金で構成されております。

#### ア. 基本報酬

常勤監査役が役員報酬規程を基に算出し、監査役の協議により決定しております。

#### イ. 譲渡制限付株式報酬

監査役に株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式（以下、「本株式」という。）を交付します。各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議により決定いたします。

##### a. 譲渡制限期間

対象監査役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）と定めます。

##### b. 退任時の取扱い

対象監査役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本株式を当然に無償で取得します。

##### c. 譲渡制限の解除

上記a.の定めにかかわらず、当社は、対象監査役が別途定める期間、継続して当社又は当社の子会社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象監査役が、上記b.に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記b.に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後をもって、対象監査役が保有する本株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものとします。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得します。

##### d. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は本株式を無償で取得します。

## ウ. 役員退職慰労金

役員退職慰労金規程に基づき支給額の算定を行っており、株主総会における慰労金贈呈議案の承認を得て、監査役の協議により、具体的金額、贈呈の時期、方法等を決定しております。

### ④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は役員の報酬等について委員会は設置していませんが、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針については、基礎資料として常務取締役が役員報酬規程に則り作成し、代表取締役2名がこの基礎資料を基に各取締役の役職、職責、在任期間等を総合的に勘案作成し、取締役会で協議し、監査役の提言も十分に尊重し、最終的に取締役会で個人別の報酬等を議案上程し決議決定しております。

監査役の報酬等に関しては、役員報酬規程を踏まえて、取締役及び取締役会の監督責任負担への対価として十分かつ適正な水準を監査役会にて協議し、各個人別の報酬額を決定しております。

## (7) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

社外取締役和田壮司氏は、ProAttend株式会社の代表取締役及びU Share株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役徳山秀明氏は、株式会社アーバネットコーポレーションの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役大橋一生氏は、株式会社サンリオの社外取締役(監査等委員)であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|       |      | 出席状況                                                 | 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                            |
|-------|------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 和田壮司 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。                      | 主に、会社経営者の立場及び公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                    |
| 社外取締役 | 徳山秀明 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。                      | 主に、公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                              |
| 社外監査役 | 町田政行 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に、また、監査役会15回のうち13回に出席いたしました。 | 税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査体制の強化に資する提言を行っております。     |
| 社外監査役 | 大橋一生 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。       | 公認会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査体制の強化に資する提言を行っております。 |

### 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人A&Aパートナーズ

#### (2) 報酬等の額

|                                  | 支 払 額    |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,000千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注) 1. ①は公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

#### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (6) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

#### (7) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (8) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                   |                  |
|------------------------|------------------|---------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                       | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>4,537,177</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>794,420</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,157,578        | 買 掛 金                     | 164,888          |
| 電 子 記 録 債 権            | 29,918           | 短 期 借 入 金                 | 282,835          |
| 売 掛 金                  | 433,984          | 一 年 以 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金 | 200,244          |
| 商 品 及 び 製 品            | 474,708          | 未 払 金                     | 50,419           |
| 仕 掛 品                  | 176,873          | 未 払 費 用                   | 32,223           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 88,523           | 未 払 法 人 税 等               | 9,444            |
| 前 払 費 用                | 9,408            | 預 り 金                     | 4,267            |
| 未 収 還 付 法 人 税 等        | 19,195           | 賞 与 引 当 金                 | 48,428           |
| 未 収 消 費 税 等            | 136,352          | そ の 他                     | 1,670            |
| そ の 他                  | 11,089           | <b>固 定 負 債</b>            | <b>1,202,126</b> |
| 貸 倒 引 当 金              | △457             | 長 期 借 入 金                 | 646,184          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,481,985</b> | 退 職 給 付 引 当 金             | 121,629          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,116,780</b> | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 284,981          |
| 建 物                    | 1,495,681        | 資 産 除 去 債 務               | 149,332          |
| 構 築 物                  | 81,997           | <b>負 債 合 計</b>            | <b>1,996,546</b> |
| 機 械 装 置                | 135,790          | <b>純 資 産 の 部</b>          |                  |
| 車 両 運 搬 具              | 19,958           | <b>株 主 資 本</b>            | <b>4,977,753</b> |
| 工 具 器 具 備 品            | 144,734          | 資 本 金                     | 589,612          |
| 土 地                    | 232,271          | 資 本 剰 余 金                 | 582,653          |
| 建 設 仮 勘 定              | 6,347            | 資 本 準 備 金                 | 582,653          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>20,266</b>    | 利 益 剰 余 金                 | 4,212,214        |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 11,060           | 利 益 準 備 金                 | 39,351           |
| 商 標 権                  | 5,496            | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 4,172,863        |
| そ の 他                  | 3,709            | 別 途 積 立 金                 | 1,700,000        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>344,939</b>   | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 2,472,863        |
| 投 資 有 価 証 券            | 84,722           | <b>自 己 株 式</b>            | <b>△406,727</b>  |
| 保 険 積 立 金              | 128,904          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           | 44,862           |
| 会 員 権                  | 12,901           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 44,862           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 115,698          | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>5,022,615</b> |
| そ の 他                  | 2,714            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>    | <b>7,019,162</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>7,019,162</b> |                           |                  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 2,711,902 |
| 売 上 原 価                 | 1,230,146 |
| 売 上 総 利 益               | 1,481,755 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,325,222 |
| 営 業 利 益                 | 156,533   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 16,503    |
| 為 替 差 益                 | 47,658    |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 8         |
| 雑 収 入                   | 6,316     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 11,105    |
| 雑 損 失                   | 129       |
| 経 常 利 益                 | 215,786   |
| 特 別 利 益                 |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 2,028     |
| 保 険 解 約 返 戻 金           | 2,639     |
| 特 別 損 失                 |           |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 269       |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 0         |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 220,184   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 85,073    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △9,256    |
| 当 期 純 利 益               | 144,367   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株式会社グラフィイトデザイン  
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ  
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 町 田 眞 友  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 寺 田 聡 司  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グラフィイトデザインの2025年3月1日から2026年2月28日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等、会計監査人から評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月15日

株式会社グラフィートデザイン監査役会

常勤監査役 高 須 淳 ㊟

監 査 役 町 田 政 行 ㊟

監 査 役 大 橋 一 生 ㊟

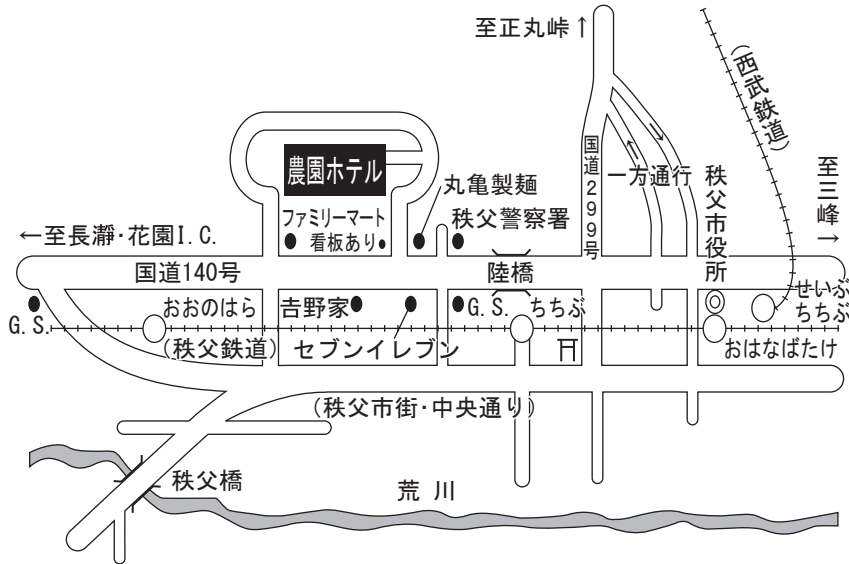
(注) 監査役町田政行及び大橋一生の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県秩父市大宮5911番地1  
ナチュラルファームシティ 農園ホテル1階 花梨の間  
電話 0494-22-2000

開催日時 2026年5月29日（金曜日）午前10時30分（受付開始 午前9時30分）



### 交通

#### ■電車

池袋－（西武鉄道）－所沢－飯能－西武秩父（終点）

熊谷－（秩父鉄道）－秩父

※当日は、西武秩父駅から秩父駅を経由する送迎車を運行いたしますので  
ご利用ください。

西武秩父駅 午前10時00分発



秩父鉄道秩父駅 午前10時10分発

#### ■タクシー

西武秩父駅より7分

秩父鉄道秩父駅より5分



#### アクセス

スマートフォンで読み取ると、  
株主総会会場までのナビゲーションが  
ご利用いただけます。

